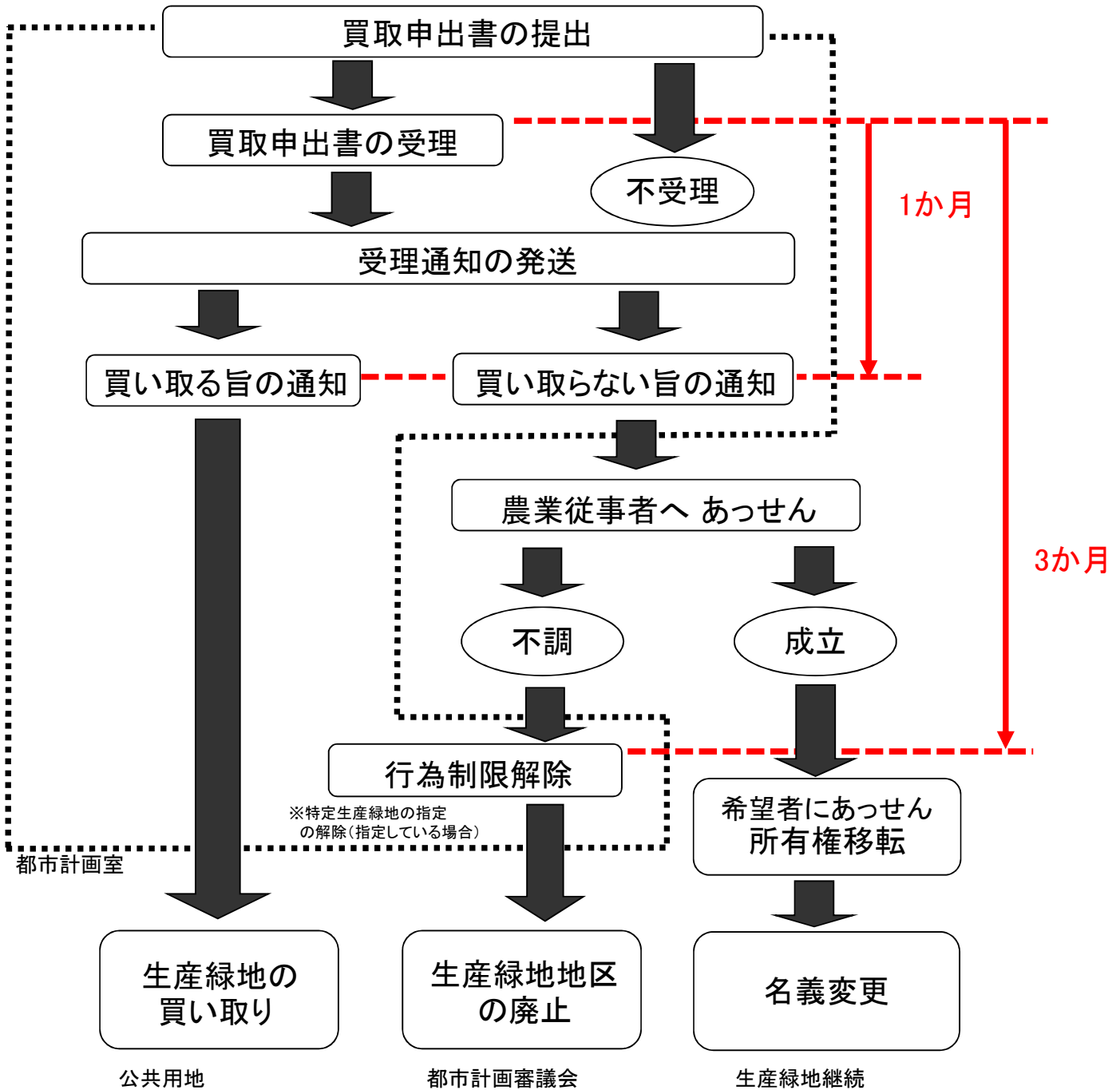


# 生産緑地買取申出の流れ

吹田市都市計画部都市計画室



## 買取申出ができる条件

生産緑地法第10条及び同施行規則第5条による(裏面参照)。

## 生産緑地法(抜粋)

(生産緑地の買取りの申出)

第10条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。)の所有者(以下「生産緑地所有者」という。)は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して30年を経過する日(以下「申出基準日」という。)以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

## 生産緑地法施行規則(抜粋)

(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障)

第5条 法第10条第2項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

- 一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの
- イ 両眼の失明
- ロ 精神の著しい障害
- ハ 神経系統の機能の著しい障害
- ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害
- 二 1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの